

新	旧
<p>変額保険（終身型）普通保険約款</p>	<p>変額保険（終身型）普通保険約款</p>
<p style="text-align: center;">省 略</p>	<p style="text-align: center;">省 略</p>
<p style="text-align: center;"><u>25. 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱</u></p>	<p style="text-align: center;">新 設</p>
<p><u>(特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱)</u></p>	
<p><u>第 46 条 会社は、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害その他これらに準じる突発的な異常事態により特別勘定資産の正常な評価ができなくなった場合は、正常な評価ができなくなった日（以下、「取引停止日」といいます。）から正常な評価ができることとなった日（以下、「取引再開日」といいます。）の前日までの期間（以下、「取引停止期間」といいます。）中、つぎの各号のとおり取り扱うことがあります。</u></p>	
<p><u>(1) 積立金の取扱</u></p>	
<p><u>取引停止期間中、正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約の積立金額は、取引停止日前日末の積立金額を基準として会社の定める方法で計算した金額とします。</u></p>	
<p><u>(2) 保険契約の解約の取扱</u></p>	
<p><u>第 25 条（解約）第 2 項に定める請求書類を会社が受け付けた日が取引停止期間中の場合、会社は、正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約について、取引再開日に請求書類を会社が受け付けたものとして取り扱います。ただし、取引停止期間中に保険契約者から解約の中止の申し出があった場合には、解約の請求がなかったものとして取り扱います。</u></p>	
<p><u>(3) 基本保険金額の減額の取扱</u></p>	
<p><u>第 26 条（基本保険金額の減額）第 5 項に定める請求書類を会社が受け付けた日が取引停止期間中の場合、会社は、正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約について、取引再開日に請求書類を会社が受け付けたものとして取り扱います。ただし、取引停止期間中に保険契約者から基本保険金額の減額の中止の申し出があった場合には、基本保険金額の減額の請求がなかったものとして取り扱います。</u></p>	
<p><u>(4) 保険契約の復活の取扱</u></p>	
<p><u>第 18 条（保険契約の復活）第 3 項に定める延滞保険料または契約者貸付を受けた場合における会社所定の金額を払い込んだ日が取引停止期間中の場合、会社は、正常な評価ができない特別勘定が繰入先に含まれる保険契約については、取引再開日まで正常な評価ができない特別勘定への繰り入れを行わないものとします。この場合、延滞保険料または契約者貸付を受けた場合における会社所定の金額のうち特別勘定で運用される分の金額を取引再開日に特別勘定へ繰り入れます。</u></p>	
<p><u>(5) 契約者貸付の取扱</u></p>	
<p><u>第 29 条（契約者貸付）第 2 項に定める請求書類を会社が受け付けた日が取引停止期間中の場合、会社は、正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約について、その</u></p>	

新	旧
<p><u>請求を受け付けず、すでに受け付けた請求については、その請求がなかったものとして取り扱います。</u></p> <p><u>(6) 保険金の支払の取扱</u></p> <p><u>① 保険金の支払事由が発生した日が取引停止期間中の場合、会社は、正常な評価ができない特別勘定については、取引停止日前日末の積立金額を基準として評価するものとします。</u></p> <p><u>② ①の場合、保険金の支払を行わなかったものとして計算した取引再開日の積立金額を基準として評価した金額が①により評価した金額を上まわるときは、その差額を支払うものとします。</u></p> <p><u>2. 会社は、前項の規定により取扱を中止もしくは延期した場合または特別勘定の正常な評価ができることとなった場合には、会社の定める方法により、直ちにその旨を公表します。</u></p>	<p style="text-align: center;">新 設</p>